

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 8 月 定 例 会 ——

令和3年8月19日（木）

開催日時 令和3年8月19日（木） 午後2時00分～午後3時46分

開催場所 505会議室

出席委員 古川正之 教育長
三町章 教育長職務代理者
山口有紀子 委員
丸山憲子 委員
青木雅代 委員

説明のための出席者 川上吉晴 教育部長
国富尊 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
市川裕之 教育総務課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
細村英男 地域学習支援課長
季高一成 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
吉田将人 指導課長補佐
松田弦 指導主事
豊田剛志 指導主事
坊本朋久 指導主事
島田秀幸 文化スポーツ課長
三井慎二郎 スポーツ振興担当課長
尾崎正宏 財政課長

書記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任
傍聴者 4名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会8月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は山口委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（５）、議案第１６号、第１８号及び第１９号は、市議会上程前の政策形成過程にある案件、人事案件及び個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

－賛成者挙手－

○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（事務局報告事項）

○古川教育長

はじめに、事務局報告事項を行います。

（１）教育機関における職員の新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（１）教育機関における職員の新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。資料はございません。

先月の定例会から８月１８日水曜日までに、市立学校に勤務する教職員５名及び公民館に勤務する職員２名の感染が確認されました。いずれも施設内の消毒を行ったうえで事業を継続しております。

都内の急激な感染拡大は収束のめどが立たず、緊急事態宣言が延長されるなど、極めて厳しい状況が続いております。間もなく２学期が始まりますが、学校における教育活動をはじめ、市民の学びや様々な地域での活動が継続できるよう、学校、事務局ともに、改めて基本的な感染症予防策及び健康管理の徹底を図り、感染防止対策に努めてまいります。

○古川教育長

次に、（２）定期監査の結果に対して講じた措置について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（２）定期監査の結果に対して講じた措置についてを報告いたします。

資料No.1をご覧ください。

教育委員会5月定例会でご報告いたしました、定期監査の指摘事項に対しまして、講じた措置を、資料のとおり、監査委員に通知いたしました。

今後は、この措置を確実に実施し、適正な事務処理を行ってまいります。

○古川教育長

次に、(3) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(3) 寄附の受領についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

1は、ハンドソープ4リットル21本を小平市立小平第五小学校PTA様より、小平市立小平第五小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

2は、金3万1,527円を津田塾大学学生生活課様より、育英基金への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場を借りてお礼を申し上げます。

○古川教育長

次に、(4) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(4) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.3のとおりでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

○市川教育総務課長

小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、本日報告いたしますのは5件でございます。うち新規申請は1件ございまして、受付番号20番、金融リテラシー提供の活動として無料マネー講座を開催する事業です。子供と家族の未来を考える会が主催する事業で、子どもたちが安心して教育を受け続けることのできる環境づくりを目的に、児童・生徒の保護者を対象に、教育資金に関する実情や対策などについて指導する講座を開催するものです。

そのほかの4件は、例年もしくは過去に承認しているものでございます。

○古川教育長

では、ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山口委員

報告事項の1番、新型コロナウイルス感染についての質問です。2学期は、運動会、修学旅行、合唱コンクール、音楽会など、いろいろな行事の時期になってくると思います。各学校の判断でそうした行事が行われるという認識でいるのですが、今のところ、どういう状況でしょうか。たとえば、運動会はやらない学校が多い、保護者の参観を行わない学校が多いなど、今の状況を教えていただきたいと思います。

○古川教育長

学校行事全体の様子ということですか。分かっている範囲でお願いします。

○松田指導主事

2学期の行事について、現段階ではございますが、1校から運動会を10月の実施から11月又は12月に変更したいという相談をいただいております。

運動会については以上でございます。

○中村教育施策推進担当課長

現在、7月に出しました教育活動のガイドラインに基づいて、2学期の教育活動を進める予定で考えております。その中で、緊急事態宣言中は、学校公開については中止または延期と示しておりますので、今の状況では、保護者の参観は難しいと考えております。緊急事態宣言が解除された後については、なるべく密を避けるような形を工夫することで、保護者の参観も可能になると考えております。

○古川教育長

運動会以外の学校行事で、分かっているところがあればお願いします。

○松田指導主事

本日、小平市立学校に通知をいたしました、9月1日実施の全校の引き渡し訓練については、感染予防のために、9月1日の保護者の来校と児童・生徒の引き渡しを中止とする旨を本日学校に通知いたしました。今後、学校から保護者にスクールメールまたホームページ等を活用して周知してまいります。

○古川教育長

その他の学校行事については、今のところは予定どおりということですか。

○豊田指導主事

9月から行われる宿泊行事についてでございます。9月1日より実施を予定していた第三小学

校、9月14日より予定をしていた鈴木小学校は、延期で調整をしているところでございます。

また、9月8日から予定していた第四中学校の修学旅行につきましても、中止ということで、保護者に8月17日に連絡しております。第二中学校は実施する予定でございますが、今後については検討し、順次判断してまいりたいと思います。

○山口委員

先ほどの事務局の説明からも、学びや活動が継続できるようにというお話でしたので、ぜひ行事などは前向きに実施を検討していただきたいと思います。しかし、やはり感染も拡大しておりますし、今後若年層の子どもたちに感染が広がってくるであろうということは、容易に予想できます。これから2学期に教育活動が始まったときに、学校での感染防止の取組や、行事に対する考えを、学校からぜひご家庭と地域に改めて発信していただけるようにご指導いただきたいと思っています。どういった感染予防の取組をしているのかが分かっている状態で感染者が出るのと、全く学校の様子が分からない状態で感染者が出るのでは、やはり保護者や地域の受け止め方が大分変わってくると思います。月に1回の学校だよりで感染に関するお知らせや、「市のガイドラインに基づいて感染予防対策を行っています。」といったお話が出てきますが、市のガイドラインと言われても、受け取り側はよく分からない。ぜひそれぞれの学校の先生方の言葉で、自分たちの学校での取組や、学級の状況などを、月1回の学校だよりやホームページだけではなく、学級だよりや学年だよりを、ぜひこの時期に活用していただいて、小まめに情報発信をしていただけると、万が一感染者が出たときに各ご家庭や地域の皆様にご理解いただけるのではないかと思います。学校の感染状況が分かっていると、家庭のほうも子どもの様子をより注意して見ることができると思います。ぜひクラスの欠席の様子や、保健室の利用の様子なども合わせて、なるべく細かく発信していただけるよう改めてご指導いただきたいと思っております。

○中村教育施策推進担当課長

緊急事態宣言が解除された場合も、都と小平市での感染状況を見ながら、その都度判断していくことが必要です。市として主体的に判断していくこと、学校としても学校ごとの状況によって主体的に判断していくことが大切であると考えておりますので、改めて学校に伝えてまいります。

○青木委員

同じく新型コロナウイルス感染についてのお願いです。今回の新型コロナウイルス感染は、子どもにも広がる可能性が高いと言われております。小平市の場合は、夏のプールや部活動に関して、早めにある程度停止したり、期間や人数を制限しながら実施したため、今のところは子どもの間で広がっている様子は聞きませんが、世の中の状況から行くと、やはり小平も例外ではなくなる可能性もあると思います。

小平市は、早くに12歳以上の子どもたちにも接種券が配付されており、接種したいと思っ

特に中学生などの保護者の方が打ちたいと思ったときに、学校を休んでいいのか、副反応が出た際に学校を休んだらどうなるのかという心配があると思います。その場合の取り扱いが、まだはっきりと出されていないように思います。新型コロナウイルス感染の場合の欠席というのは以前示していただいたと思うのですが、接種したときや副反応の休みについても、保護者にきちんと提示していただけると、打ちたいと思っている人が打ちやすい環境ができるのではないかと思います。これから接種の枠が増えてくると、打ちたいと思う方もいらっしゃると思いますので、学校に周知していただくようお願いします。

○丸山委員

寄附の受領について、疑問に思ったのでお聞きします。

これまで、たくさんの方々にご寄附や寄贈をしていただいて、本当にありがたいですし、心から感謝申し上げたいのですが、寄附や寄贈などの物品に関しては、その都度評価額を出しているのですか。

○市川教育総務課長

物品のご寄附をいただいた場合には、申出をいただいた方から幾ら相当の金額の品物かというお話をお伺いするのが通常でございます。

○丸山委員

金額によって、感謝状などの対象になりますか。

○市川教育総務課長

教育委員会の表彰規程上、幾ら以上の寄附をいただいた場合に感謝状をもって対応するというルールはございません。寄附いただいた内容について、ご本人の意思を確認した上で、教育委員会だよりに掲載をさせていただき、感謝の意を表しているところでございます。

○丸山委員

物であるとか金額の低さが問題ではなくて、そのお気持ちがとても重要です。例えば高額のご寄附の場合だと、税制で控除されるということもあるので、質問しました。

○三町教育長職務代理者

新型コロナウイルス感染について、教育委員会だけではないのかもしれませんが、市の対応としての考えをお聞きしたいです。

先ほども、7月のガイドラインに基づいて学校には指導していると話がありましたが、7月に作られたガイドラインということで、その後のオリンピックを経過して、そのまま9月突入していいのかどうか非常に疑問に思いました。そこで、市独自の具体的な動きはあるのか。例えば、

今朝の新聞に掲載されましたが、小平市民の自宅療養者が300人程いるが、それに対して都からの支援はほとんど来ていないので、その間、市独自で食料品を補助するという施策を打っているわけです。

子どもが感染したときに、今まではほとんど濃厚接触者はいないと報告されています。濃厚接触者そのものが、非常に曖昧な形での判断になってきているのではないかと思わざるを得ない状況の中で、市として子どもたちを守る、安全に学習させる、そのための市としての方向性をどう考えていこうとしているのか。3密ではなく1密もだめ、1メートルもだめなど、今までの我々の行動の判断基準が崩れてしまう環境の中でどうやって守っていくか。そういうことについて考えている方向性があるのか、ぜひ聞かせてもらいたいと思います。

○川上教育部長

大きなまとまりとしてお答えさせていただきます。まず、市の対策本部におきましては、施設の開館の取扱いについて協議をしております。当初は、学校を臨時休校したり、教育機関では公民館や図書館を臨時で閉めるという措置をとってきました。対策本部で決定をしまして、その決定に準じてそれぞれの施設で対応してきたところであります。

昨今におきましては、施設全体を閉めるというよりも、開けながら感染が広まらないように対応していくということで、図書館では長時間滞在しないことや、公民館では利用者に対して十分な周知をした上で使っていただく取扱いをしております。学校におきましても、学校版感染症予防ガイドラインは7月のものが最新です。これは緊急事態宣言が再発令されてから作っているものですので、今感染者数が増えている状況ではございますが、緊急事態宣言の間は、その取扱いを実施していきます。

プールの夏休みの取扱いや部活動に関しては、感染者が増えてきたので、ガイドラインから一歩踏み込んで休止する対応として、若干強化をしております。

濃厚接触者につきましては、これは保健所の固有の業務でございます。濃厚接触者を特定するという、疫学的な調査という名目で行います。このところ多摩小平保健所でも連日100人を超えるような感染者が出ておりますので、濃厚接触者の対応が非常に厳しくなっているというのは確かです。今、保健所として優先順位をつけているのが、入院を必要とする人の措置についてと、施設に関しては、高齢者や障がい者施設を最優先で対応しています。ここに濃厚接触者がいるかどうかということをもまず第一に判断しています。その次に子どもたちが通う学校や保育園、幼稚園の濃厚接触者の特定を行っています。感染の経路としましては、飛沫感染、あるいは接触することによる感染ということで、マスクの着用をしているか、あるいは同じものを触っていないかということを中心に濃厚接触者の有無を確認しております。これに関しては、市が独自に濃厚接触者の有無を判断できないものですから、その施設の長が状況を把握し、保健所からの問合せにすぐに答えられるようにして、なるべく保健所の判断が長時間にならないように、保健所業務に協力していくという形で取り組んでいる状況でございます。

○三町教育長職務代理者

やはり気になるのは、保健所の能力が非常に落ちていると感じている中で、残念ながら無症状感染者を拾い出せないで、普通に生活している人たちがいる。そういう人たちがまた感染を広げている状況が実際に起こってしまっているのではないかと思います。どこかの自治体で、何かあったときには、その学校だけを重点的に調べて、クラスターの発生を防ぐような対応をされたと思います。この状況ですぐに宣言が解除されるかどうか分かりませんが、感染状況や医療の逼迫は2週間、3週間で解決するとは考えられないです。9月以降も続いていく中で、教育活動や市民サービスも進めなければいけない。何かあったときには、やはりしっかりと抑えていくという姿勢が欲しいと感じています。ぜひ、そういう姿勢を見せてもらいたいということが1点。

もう一つは、学校教育の中で、せっかくオンライン環境が整ってきて、そういう機械があるのですから、教室内でも話し合い活動はできる。Zoom会議を室内でやればいいわけです。画面上のグループで話し合ったりできる。授業改善の中で、コロナ禍の状況であってもより質の高い教育を進めていく方向もぜひ、試行でもいいからどんどんやってほしいと思います。何とか感染を抑えること、その中でもできるだけ成果を上げる活動をしてほしいという願いです。

○古川教育長

では、以上で、事務局報告事項を終了いたします。
ここで、職員の入替えのため、暫時休憩とします。

— 暫時休憩 —

○古川教育長

会議を再開いたします。

(議案)

○古川教育長

議案の審議を行います。

議案第14号、小平市教育委員会事務の点検及び評価—令和2年度分—について、提案理由の説明をお願いいたします。

○川上教育部長

議案第14号、小平市教育委員会事務の点検及び評価—令和2年度分—について、説明いたします。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務について、自ら点検及び評価を行い、その結果をまとめたものでございます。詳細につきましては、市川教育総務課長から説明をさせます。

○市川教育総務課長

小平市教育委員会事務の点検及び評価—令和2年度分—について説明をいたします。

報告書の1ページをご覧ください。

上段1、実施の趣旨にございますように、教育委員会事務の点検及び評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において義務づけられているものでございます。教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにし、より効果的な教育行政の推進を図るとともに、これを市民に公表することで、信頼される教育行政の推進につなげるものでございます。

続きまして、その下段、2番、実施の方法の(1)点検・評価の対象でございますが、点検及び評価の対象は、点検及び評価の実施方針に基づき、令和2年度の年次計画として教育委員会で議決いただいた、小平市教育振興基本計画の令和2年度基本的な方向及び主な取組に定めた55事業と、教育委員会が特に重要であると認める1事業といたしました。

その下、(3)学識経験者の知見の活用でございますが、これも、法に基づき学識経験を有するものの知見の活用を図るため、二人の学識経験者に議会の会議の中で活発な質疑応答を重ね、ご意見及び評価をいただきました。

なお、スポーツに関すること及び文化に関することを所管しております文化スポーツ課及びスポーツ振興担当課長も自己点検・評価票を作成し、学識経験者を交えた会議にも出席しております。

市長部局が担当する事業につきましては、66ページ以降に掲載しております4事業で、自己点検・評価票の課名の前に市長部局と記載し、市長部局で担当していることが分かるようにしております。

続きまして、2ページ目から、教育委員会の年次計画である令和2年度基本的な方向及び主な取組を掲載しております。策定に当たりましては、令和元年度に行った点検及び評価に対して、有識者から出された意見等を参考にしております。具体的に記載してはおりませんが、学校における働き方改革を推進し、教育の質の向上を図るためにも、多様な人材の派遣による学校支援事業のさらなる充実・発展を期待するとの意見を踏まえ、令和元年度から開始したスクール・サポート・スタッフ及び副校長補佐の配置や部活動指導員の配置の拡充を図ることや、また図書館、公民館事業の充実による生涯学習の推進を図るなど、事業の方向性を検討する際などに参考にしております。

続きまして、16ページをご覧ください。

16ページから70ページまでは、令和2年度の基本的な方向及び主な取組に掲げられた55事業の結果でございます。71ページは、教育委員会が特に必要と認める1事業の結果でございます。

点検・評価票の様式につきましては、学識経験者の知見の活用を図ることから、意見を伺うのにより適した様式に努めており、昨年度と同じものを使用しております。

成果指標、活動指標は、事業規模や3か年の推移を表すために設けたものでございますが、事

業によっては数値化できる内容が見つからないために空欄とした事業や、単に内容を示したのもございます。

さらに、72ページから74ページには、学識経験者の意見を掲載しております。これらを真摯に受け止め、今後の事業の推進に活用してまいります。

最後になりますが、本案を議決いただいた後、市議会9月定例会にて報告書を提出し、併せて市報、ホームページ等で公表をしてまいります。

○古川教育長

では、質疑に移ります。

○三町教育長職務代理者

感想になると思いますが、全体としては、令和2年度にやった内容を評価されているということで、これを読んでいて、非常に分かりやすく作られていると思います。以前は、課によって表現が違ったり、非常に理解に苦しむようなところもありました。ただ、学芸大の倉持准教授の所見の中にも、一方で記述の仕方についてはばらつきがあるように感じられたと書かれているところもまだありますので、やはりこれは市民への公開を前提に作られていることですから、本当は市民が見て、小平の教育に関わる行政のシナリオだということ、そして振り返って次に向かっていくということがしっかり分かるような形に、より改善を進めていただけたらという思いで意見をしました。かなりしっかり書かれています。

1点、郷土愛と後継者の育成という基本的な施策14番のNo.54、鈴木遺跡国指定史跡化の推進のところですか。自分としても国指定化になったという強い思いがあります。この書き方からすると、難しいのかなと思ったのですが、2年度中に指定されたのであれば、何かもっと事務職として頑張ったことが出てもいいのではないかと感じたところです。せっかく国指定化に向けて取り組んできて、いろいろな資料づくりをしたことが書かれています。そういうやったことが本当にさらっとした表現で書かれているのが、読んだときに残念です。もっとアピールするようなことを書かれたほうがよりよいと感じたところです。これは感想ですので、今から変更してほしいということではありません。小平のいいところ、あるいは頑張ったところはよりしっかりと出るような形にしていただけたらと思います。

○島田文化スポーツ課長

鈴木遺跡の国指定のことに关しましては、私どもといたしましても、当初の予定では講演会や人を集めるようなイベントの企画をしていたところです。しかし昨今の状況では、そういったことができませんでしたので、フラッグを作ったり、パンフレットを見直したり、概要版を作成して、そのような資料を配布することで各自で見ていただくような取組にシフトしたものでございましたので、目立ったような活動ができなかった事情がございます。

○丸山委員

これはインターネットでも発表されるのですか。

○市川教育総務課長

こちらの内容につきましては、市報とホームページで公表をしております。

○丸山委員

価格の記載がありますが、どういう意味ですか。

○市川教育総務課長

価格のところは空欄になっておりますが、議決を経た後に、ページ数が決まったところで、金額を確定し販売もいたします。

○丸山委員

市民の方々にも、ぜひ点検・評価を直接見ていただきたいと思ったので質問しました。

○山口委員

私も全体を通しての感想、お願いです。点検・評価、お疲れさまでした。三町委員もおっしゃっていましたが、評価の報告内容がとても分かりやすくなったという印象を受けました。どの事業についてということではなく、全体的なことですけれども、例えば、ある事業で参加した人数や、研修をやった回数の報告が上がっています。これらは、現場のニーズがどれくらいあって、そのニーズに応えられたかどうかということが評価につながってくると思います。実際、参加人数や研修の回数が、現場のニーズを満たしていたのかどうか、希望した人が全員参加できたのかどうかというのが、この報告書から読み取れません。現場にいらっしゃる方は、例年との比較や感覚的なことはお持ちだと思うのですが、報告書がこのように私たちのところに議案として上がってきて、さらに今後これを市民の方に見ていただくときに、数の報告があるのはもちろんいいのですけれども、それが本当に現場の先生方や市民の方の需要に応えられているかどうかの客観的な数字があると、より良いと思えました。ところどころで出てくる数字が、これは足りているのか、私自身も分からないところがあります。今年度の報告書に関しては、数字なども多く書かれていて分かりやすい印象を受けていますし、学識経験者の方の報告書にもあったように、全てが数字で評価できるものばかりではないということは十分理解した上で、現場にいない一般の市民の方が見て、書かれている数字が多いのか少ないのか判断できるような要素を今後報告書に入れていただきたいと思いました。

○市川教育総務課長

いろいろとご助言いただき、ありがとうございます。評価票の成果指標、活動指標といったと

ころの取り上げ方については、学識経験者からもご指摘、ご助言をいただいたところです。点検・評価する中で効率的にやるということ、そして評価・成果指標を示すことで、どれだけ実効性を持たせられるのか、そういったところのバランスはよく考えなければいけないだろうというご指摘がありました。また、実効性を求めるがあまり、数値や内容を細かく捉え過ぎてしまうと、なかなか継続的に点検・評価を同じレベル感でやっていくことも難しいだろうというようなご指摘もいただきました。様々にご意見を頂戴いたしましたので、より客観的に点検・評価の中身が分かりやすい指標の選び方、それを補う事業の内容や評価の表現の仕方というところは、また今後、引き続き研究してまいりたいと思います。

○青木委員

コロナ禍ということで、いろいろ予定していたことができない中でも、できることを見つけていくというのは、本当に大切なことだと思いました。

学識経験者の方からのご意見の中にも、社会教育分野と学校教育との連携、協働というのが大切だということがありますが、公民館の活動などを見てみると、地域の方に対して生涯学習のいろいろな講座をされています。学校でも放課後子ども教室が実施され、公民館でも子ども向けの講座をいろいろ実施されていますが、公民館で学習した地域の方が学校とうまく結びついていくような流れが今後うまくできていけばいいと感じました。

また、今年度までに関しては、オリンピックやパラリンピックに関する行事の予定がいろいろあったと思います。なかなか実施されないものもありましたが、また今後も、オリンピックやパラリンピックをきっかけとして、それらを盛り込んだ講座が地域で行われればいいと感じました。

○古川教育長

ありがとうございます。ほかに質問はありませんか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第14号、小平市教育委員会事務の点検及び評価一令和2年度分一について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

ここで、職員の退席のため、暫時休憩とします。

－暫時休憩－

○古川教育長

では、会議を再開いたします。

議案第15号、令和3年度教育予算の補正の申出について、提案理由の説明をお願いいたします。

○川上教育部長

議案第15号、令和3年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会9月定例会提出議案の原案として、教育委員会が所管する教育予算に係る補正について、市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、教育費国庫補助金で1,651万6,000円の増、教育費都補助金で60万2,000円の増、教育債で5,740万円の増でございます。

歳出につきましては、教育総務費で1,711万8,000円の増、小学校費で8,169万円の増、中学校費で5,327万3,000円の増、社会教育費で103万9,000円の増、合計して教育委員会が所管する教育費で、1億5,339万円を増額いたします。

はじめに、教育費国庫補助金及び歳出の教育総務費教育ICT管理運営事業につきまして、モバイルWi-Fiルーターを購入するため、増額いたします。

次に、教育費都補助金及び歳出の教育総務費スクール・サポート・スタッフ等配置事業につきまして、教員の負担軽減のため、特別非常勤講師を配置することから、増額いたします。

次に、教育債の学校体育館冷暖房設備設置工事設計及び歳出の小学校費小学校施設管理事業、中学校費中学校施設管理事業につきまして、学校体育館に冷暖房設備を設置するための工事設計の実施、施設修繕及び樹木剪定に係る費用を増額いたします。

次に、教育債の第八小学校大規模改造工事及び第一小学校大規模改造工事につきまして、より有利な条件の市債へ変更することにより増額いたします。

次に、中学校費中学校移動教室運営事業につきまして、修学旅行取消料の補助を行うため、増額いたします。

次に、社会教育費につきまして、図書消毒器を購入するため、増額いたします。

次に、債務負担行為でございますが、これは、将来にわたる債務を負うことを予算として定め

ることをいいます。学校体育館冷暖房設備設置工事設計について、本年度から令和4年度までの2年間で実施するため、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

○古川教育長

では、質疑に移ります。

○丸山委員

冷暖房の設置工事設計というのは、小学校、中学校全校に対しての設計費用なのでしょうか。

○市川教育総務課長

冷暖房の設計委託につきましては、小学校、中学校の体育館への冷暖房設備の設置ということで、ともに設計を進めてまいります。

○古川教育長

全校ですか。

○市川教育総務課長

小学校、中学校、それぞれ全校に冷暖房設備を設置する前提で設計委託を行います。ただし、建て替えを想定しております第十一小学校及び第十三小学校については、やや簡易なものを設置するという前提がございます。

○丸山委員

これは冷暖房と書いてありますが、暖房もですか。

○市川教育総務課長

そのとおりでございます。冷房、暖房ともに考えております。

○丸山委員

中央図書館の運営管理事業において、コロナ感染対策についての消毒器も全館分ですか。それとも1台分なのでしょうか。

○利光中央図書館長

こちらの図書消毒器は、中央図書館に配置を予定しております1台分でございます。

○丸山委員

ありがとうございます。

○三町教育長職務代理者

内容の確認です。教育ICT管理運営事業のところにモバイルWi-Fiルーターとありますが、基本的に、これは貸出し用という理解でいいのか。家庭にWi-Fi環境のない方に対して、貸出しができるような整備をするという理解でいいのかというのが1点目です。

それから、二つ目ですが、中学校移動教室運営事業のところで、修学旅行取消料補助となっています。今年度だと思のですが、修学旅行等、業者を通して実施しているところでの取消料が発生しているという報告を聞いていません。ここで修学旅行取消料補助が計上されているのはどういう意味なのか。その2点について教えてください。

○飯島学務課長

まず、最初のICTの関連でございます。こちらはおっしゃるとおり、通信環境がないご家庭に対してモバイルWi-Fiルーターの貸出しを行うために、購入するものです。実際に学習者用端末の持ち帰りに関連してくるわけですが、持ち帰り自体は、今年度中はなかなか準備が整わないということで、来年度からを考えております。その前段でモバイルWi-Fiルーターは、今年度中に国庫補助も活用しながら購入していくこととなります。

続きまして、2点目の修学旅行の取消料についてです。補正予算や当初予算という形で予算化をするのは、令和3年度が初めてになります。ただし、令和2年度も修学旅行については、延期、中止が何件か発生しておりまして、現行の予算を流用する形で市長部局の財政課と調整をしまして、取消料を補助していた実績がございます。今年度につきましては、既に1学期に行く予定だった4校が行けませんでしたので、既に発生している取消料がございます。また今後も発生する可能性があるため、1千万円弱の金額を今回の補正予算で計上させていただいて、取消料の発生に対して補助を行っていくことを考えております。

○古川教育長

では、ほかの方。よろしいですか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

では、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第15号、令和3年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することに

ご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第17号、令和4年度使用特別支援学級教科用図書の採択について、提案理由の説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

議案第17号、令和4年度使用特別支援学級教科用図書の採択についてを説明いたします。

公立学校で使用する教科用図書の採択につきましては、所管の教育委員会が行うこととなっております。

特別支援学級で使用する一般図書については、児童・生徒の発達の段階を考慮し、毎年度採択替えを行っております。

特別支援学級用の教科用図書につきましては、原則は市立小・中学校の通常の学級と同一の教科用図書を使用することとなります。

しかし、児童・生徒の発達の段階や障がいの程度、また学習の定着状況等の観点から、通常の学級で使用する教科用図書を使用することが適切でない場合は、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書(文部科学省著作教科書)や他の適切な教科用図書を採択し、使用することができることとなっております。

これは、学校教育法附則第9条の規定によるものでございます。

この場合の他の適切な教科用図書というのは、市販の図書を教科書とする一般図書でございます。

小平市特別支援学級教科用図書審議委員会では、各校一人一人の児童・生徒の実態により、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年の検定教科書以外の教科書を使用することが適切と考え、次の順序により教科用図書を調査・研究いたしました。

1. 本市使用教科用図書の下学年教科書の使用。これは、特別支援学級の3年生が2年生、1年生の教科書を使うということでございます。

2. 特別支援学校用の、文部科学省が著作を有する教科用図書

3. 一般図書

なお、一般図書につきましては、特別支援学級の教科指導にふさわしいものを建議するという視点から、文部科学省作成の「一般図書一覧」及び東京都教育委員会作成の「特別支援教育教科書調査研究資料学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書(一般図書)」に基づき、調査研究を行いました。

お配りしました一覧は、各特別支援学級設置校における調査・研究をもとに、小平市特別支援

学級教科用図書審議委員会を開催し、令和3年7月14日に、同審議委員会委員長の小平第五小学校、松本雅史校長から建議があったものでございます。

これに基づき、本件の採択は、検定済教科書を除く、文部科学省著作教科書と一般図書の採択についてご審議をいただくものでございます。

それでは、資料をご覧ください。

資料に2種類リストがございますが、表中に学校名が記されているリストがございますので、そちらをご覧ください。

例えば、小平第十二小学校の国語の中で、同成社の「ゆっくり学ぶ子のためのこくご3」とありますが、これは、一般図書を使用したいというものでございます。

また、同じく小平第十二小学校の国語の中で、東京書籍の「こくご☆☆」とありますが、これは文部科学省著作教科書を使用したいということでございます。その他の教科書でも☆が書かれている教科書は文部科学省著作教科書でございます。

そのほか、先ほど述べました「一般図書」、「文部科学省著作教科書」と記載がない教科につきましては、本市が使用する教科用図書の当該学年または下学年の教科用図書を使用したいということでございます。

なお、小学校の「国語」、「算数」以外については、対象校全校が検定教科書を希望したため、記載がございません。

○古川教育長

では、質疑に移ります。

○三町教育長職務代理者

特別支援学級ということで、実際には各学級の子どもたちの実態、あるいは今後入ってくるだろうということを想定した中で選ばれたということで、そのことについてこちらから意見を述べるのは非常に難しいことだと理解しています。その上で、毎年、一般図書が採択されても、事実上廃版になったということが必ず年度末に起こるものですから、学校や審議会で選ぶことについて、感じたことを話させてもらいます。

1点目は、中学校の理科で、栽培に関することを実態に合わせてさせたいということで選ばれているのですが、学校で使うものに、「母と子の手作り教室 母と子の園芸教室」という、親子でやるような内容のものを教科書にするとされています。もっと野菜を作ろうということであれば、別なもので子どもたちの実態に合っているものがあるのではないかと気になりました。

それから、もう一点、中学校の保健体育で、廣済堂あかつきの「図解中学体育」が選ばれている。私の認識では、通常の中学校で副教材として購入させているケースが多いのではないかと思います。それを教科書の代わりとすることには疑問があるところです。学校にきちんと指導していただいて、特別支援学級で使う教科書として適切なものを選んでいただきたいと思います。これでは、一般の中学生が副教材として使っているもの、つまり購入しているものを、ここでは無

料で提供するということになってしまいます。きちんとした理論づけがあるならばいいのですが、教科書としてふさわしいということが明確になるようきちんと整理をしておいていただきたいと感じました。

以上2点です。

○中村教育施策推進担当課長

まず、理科の「母と子の手作り教室」ですが、野菜づくりの説明が非常に分かりやすく示されていることから、採択するという報告を受けております。

また、保健体育の「図解中学体育」は、通常の学級での副読本として使用している図書になります。こちらに関しましても、実技の行い方がイラストで非常に分かりやすく示されていることから、子どもの実態に合っているとして採択されております。通常の学級での副読本が教科書として採択されるということについては、子どもや保護者に丁寧に説明をしていくことが必要だと考えております。

○古川教育長

では、ほかの委員の方々、よろしいですか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第17号、令和4年度使用特別支援学級教科用図書の採択について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。15時25分まで休憩いたします。

午後3時07分 休憩